



第2次  
東御市国土強靱化  
地域計画

平成31年2月

東 御 市

## 第2次東御市国土強靱化地域計画 目次

### 第1章 基本的な事項

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の目的	3
4	計画期間	3
5	計画の検討プロセス	4
6	対応方策の重点化	4
7	評価・見直し	5

### 第2章 総合目標

1	想定するリスク	8
2	東御市を強靱化する上での目標等の明確化	13

### 第3章 取り組むべき事項

1	人命の保護	17
2	迅速な救助、救急活動の実施	22
3	行政・情報通信機能の確保	27
4	ライフラインの確保	30
5	その他考慮すべき二次的被害の抑制	33

### 参考資料

資料1	第2次東御市国土強靱化地域計画の検討体制	38
資料2	東御市まち・ひと・しごと創生 総合戦略【概要】	39
資料3	「起きてはならない最悪の事態」の設定	41
資料4	「起きてはならない最悪の事態」及び「想定される発災事例」と 「対応方策」との関係	42
資料5	公共事業等整備箇所一覧	44

# 第1章

## 基本的な事項

## 1 計画策定の趣旨

本市は、平成 26 年を初年度とする第 2 次東御市総合計画における基本目標の一つとして「安心・安全の社会基盤が支える暮らしやすいまち」づくりを掲げ、それを達成するための施策の一つである「災害に強い地域づくりの推進」を重点プロジェクトと位置づけて様々な事業を展開しています。

幾多の災害から得た教訓を活かした災害対策が図られているところですが、本市においても、「災害が発生しても、生命を失わず、迅速に元の生活に戻る為、最悪の事態を念頭に置いて、平時からの「備え」を行うことにより、市全体が災害に強くしなやかに対応できること。」すなわち、強靱化の推進が求められ、平成 28 年 3 月「東御市国土強靱化地域計画」を策定しました。

急峻な山岳地に囲まれ、多くの河川と傾斜地からなる本市は、土砂災害や河川氾濫による水害の発生や、「糸魚川ー静岡構造線断層帯」や「南海トラフ」等を震源とする地震が発生した場合の被害についても予測されています。

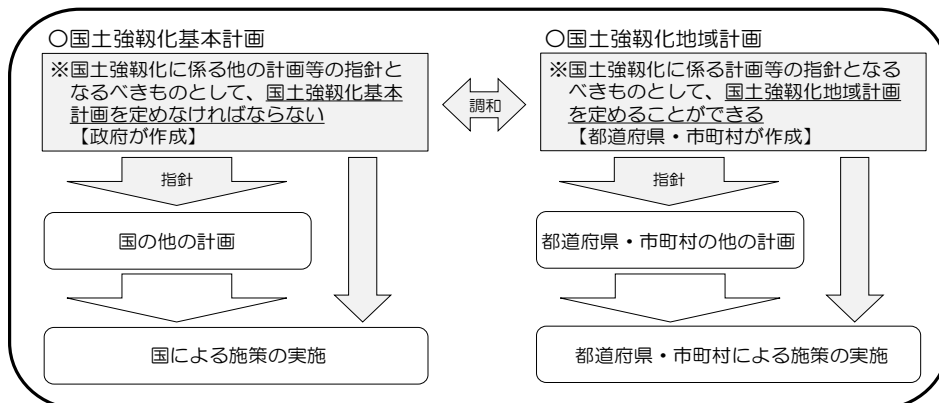
こうした自然災害の発生を止めることはできません。しかしながら、自然災害を予想し、事前の準備や対策を行い、更には「自助」、「共助」、「公助」が連携することによって被害の抑制や早期の復旧が可能となり、市民の生命、財産、生活を守り抜くことに繋がります。

平成 28 年の「東御市国土強靱化地域計画」策定以後も熊本地震（H28）、平成 30 年 7 月豪雨などの大災害が発生しており、これらの大災害への「備え」や社会情勢の変化などを考慮しながら強靱化に向けた見直しを行い、「第 2 次東御市国土強靱化地域計画」（以下「**地域計画**」という。）をここに策定するものです。

## 2 計画の性格

地域計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国の国土強靱化基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するもので、国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の指針となる計画です。

参考：国土強靱化における計画の体系



東御市国土強靱化地域計画と関係する計画の抜粋

東御市総合計画 【平成 26 年度～35 年度】	東御市観光ビジョン 【平成 27 年度～36 年度】
東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略 【平成 27 年度～31 年度】	第 3 次東御市地域福祉計画 【2019 年度(平成 31 年度)～2023 年度】
東御市地域防災計画 【平成 17 年度策定】	東御市教育大綱 東御市教育基本計画 【平成 31 年度～35 年度】
東御市環境基本計画 【平成 28 年度～37 年度】	東御都市計画マスタープラン 【平成 17 年度～37 年度】
東御農業振興地域整備計画 【平成 27 年度策定】	東御市水道事業ビジョン 【2019 年度(平成 31 年度)～2028 年度】
東御市森林整備計画 【2019 年度(平成 31 年度)～2028 年度】	

### 3 計画の目的

地域計画の一番の目的は、市民の生命・財産・生活を守り抜くことにあります。

過去の災害から得られた教訓等を踏まえた「最悪の事態」を設定し、これらが仮に発生した場合の、地域の現状と課題を分析して、強靱化に向けた施策を効果的に実施していくことにより、「最悪の事態」を招かないことを目指します。

また、行政単独でなく、地域組織や市民、企業ともに連携して、地域内の連携体制の構築や事前の準備を進めることが強靱な地域づくりを実現するためには必要です。

地域計画では、以上を踏まえ、地域、行政、関係機関が一体となって強靱化に取り組み、市民の生命、財産、暮らしを守りぬくことを目的とします。

### 4 計画期間

計画期間は、第 2 次東御市総合計画の後期基本計画の見直し時期と合わせて、2019 年度(平成 31 年度) から 2023 年度の 5 年間とします。

図 総合計画との関係

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	...
総合計画	第2次東御市総合計画 (10年間)										
	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)					
地域計画											
	第1次計画(3年間)					第2次計画(5年間)					

## 5 計画の検討プロセス

長野県は、長野県強靱化計画において、想定される大規模自然災害や国土強靱化基本計画を参考に、32項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、項目毎に施策と指標の洗い出し、現状と問題点を整理した上で、対応施策の検討を実施しました。

地域計画も、国及び長野県の検討手法を参考にしつつ、3つのステップに分けて検討し策定しました。

ステップ1では、長野県強靱化計画の基本目標や起きてはならない最悪の事態を参考に、市における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。さらに、2以降の検討や市民の理解増進を目的として、「想定される発災事例」を「起きてはならない最悪の事態」毎に設定しました。

ステップ2では、「起きてはならない最悪の事態」毎に、「対応方策の現状と課題、推進方針」について整理及び検討（脆弱性評価等）を実施しました。

ステップ3では、ステップ2で評価した対応方策について、重点化を実施するとともに、計画書としてまとめました。

今回の見直しにおいては、国土強靱化地域計画庁内連絡会議を開催し、庁内の意見集約を図りました。

## 6 対応方策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位の高いものから、重点的に推進していく必要があります。長野県は、国が設定した45項目の「起きてはならない最悪の事態」を、地理的状况等を加味して32項目までに整理しました。本市においては、これらを参考に16項目に整理し、それぞれの対応方策をまとめました。

なお、対応方策の重点化等につきましては、平成27年8月に策定した「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する対応方策を、地域計画上で重点化するものとして位置づけ、第3章で【重点】と記載しています。

喫緊の課題として現在取り組みを行っている「地方創生」関連施策・事業における「地域の豊かさを維持・向上させる」という目的は、この強靱化の取り組みと目的を同じくするものであることから、地方創生との調和と連携によって、より効果を発揮させることが重要であるためです。

## 7 評価・見直し

地域計画は、社会情勢等の変化や、強靱化に関する施策等の推進状況等を考慮しながら、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、計画内容の見直しを行います。地域計画における数値目標の達成による本市の強靱化を目指しつつ、地域計画に記載されていない、本市の強靱化に資する新たな取り組みや数値目標の上方修正等、随時、地域計画に取り込みながら、積極的に実施します。

なお、地域計画では先行する個別計画等から目標値を引用しているため、地域計画の計画最終年度と目標年度が異なるものもあります。

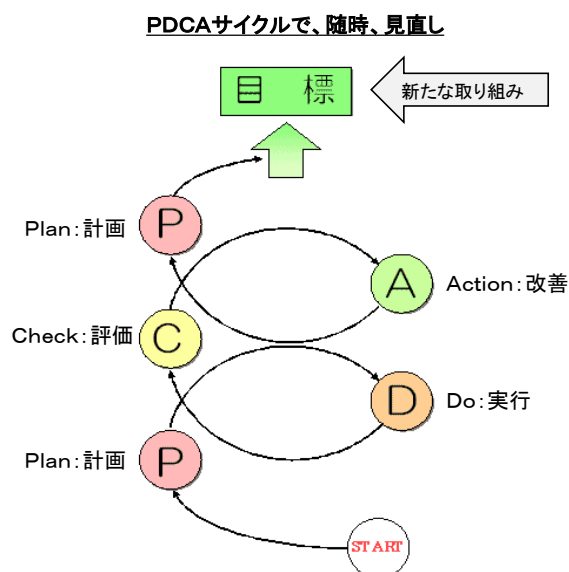


図 評価見直しに係るPDCAサイクルのイメージ





# 第2章

## 総合目標

## 1 想定するリスク

本市においては、過去の発生事例と、今後の発生が想定される大規模自然災害を、本市の強靱化を検討する上でのリスクとして設定します。その具体的事例を以下に提示します。

### ○過去の大規模自然災害

#### 【降雨被害】

#### ・寛保2年(1742年) 戌の満水(いぬのまんすい)

大河千曲川は太古から度々洪水を起こしてきた。上田小県地方では18から19世紀の200年間に千曲川沿岸の田畑が流出した洪水は記録に残るだけでも40回を数え、中でも近世最大の大洪水は「戌の満水」と呼ばれているものである。

この年旧暦の7月27日から8月1日(旧暦のこの年の7月は、小の月として29日まで。太陽暦では8月27日から30日)にかけて豪雨がつづいた。この原因は歴史書によると台風が運んだ集中豪雨によるものとされている。この台風により、信州(長野)・上州(群馬)・武州(埼玉・東京)一帯が集中豪雨に見舞われ、浅間山地の南西斜面に降った豪雨は千曲川に流れ出し、大きな被害をもたらした。小県付近では、旧金井村(現東御市)の所沢川上流で山崩れが起り、谷を埋めた土砂が天然ダムをつくり、それがきれて土石流となり村を襲った。これにより113人の死者になった。この土石流は下流の旧常田村(現東御市)を直撃、流失家屋119軒、死者68人に達し、おびただしい耕地を流失した。

なお、この「戌の満水」と呼ばれる大洪水は下流の長野盆地赤沼で水嵩5メートルに達し、千曲川流域で死者2,800人を出す大災害となった。

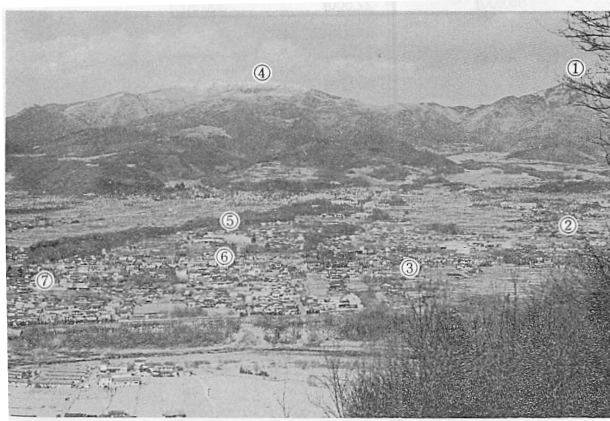


図 市内に雑木林として残る寛保の土石流の跡

- ①三方ヶ峰 ②金井 ③加沢 ④鳥帽子岳
- ⑤土石流跡の林 ⑥東部中学校 ⑦常田

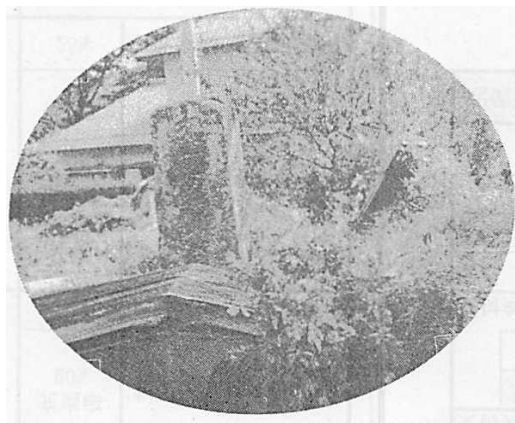


図 流死者の墓(金井)

※上田地域千曲川自然電子図鑑より抜粋、一部修正

※東部町村誌(歴史編)より抜粋

## ・昭和33年(1958年) 台風21号

9月8日、ミクロネシア連邦付近で発生した台風21号は、9月17日、伊豆半島から関東平野を北上し、鹿島灘で海上に出た。「南接近型太平洋コース」の典型でとくに雨量が多く、長野県下では佐久地方から中野市一带に大きな被害を出した。

旧北御牧村では、17日夕方から降り出した雨が、翌18日早朝から激しい大暴風雨となり、鹿曲川流域の諸河川を氾濫させ、橋梁流失1か所、堤防決壊80か所、道路決壊27か所、家屋流失10棟、家屋浸水30棟、校庭流失450坪、田畑流失、埋没冠水多数等、農作物へも甚大な被害をもたらした。18日午前5時から午後7時にかけての降雨は、御座山165mm・軽井沢140mm・八ヶ岳134mm・鹿曲川流域の水源となる蓼科山では300mmを記録し、豪雨のすさまじさを物語っている。また、9月26日夜から27日朝にかけて襲来したほぼ同じコースをたどった台風22号が被害をさらに拡大した。



図 増水した鹿曲川前田橋付近図



図 平時の鹿曲川前田橋付近(1994年5月)

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

## ・昭和34年(1959年) 台風7号

8月12日午後1時ころ、マリアナ東方海上で発生した台風7号は、発生からわずか3日目に駿河湾に上陸し、富士川を遡上して釜無川流域から、8月14日長野県に入り、県東部から北部へ千曲川沿いを、通り魔のように荒らし去った。県内の通過時にはやや衰えたものの、中心気圧970hPa、中心から120km以内は風速20m以上、軽井沢で瞬間風速36.3mを記録し、通過時速は60kmに達している。旧北御牧村の被害は、暴風雨による河川の氾濫と風害で、家屋全壊32戸・半壊57戸・床上床下浸水40戸・水田流失埋没28.2ha・堤防決壊16か所、さらに切久保橋が消失し、農作物にも甚大な被害が出た。

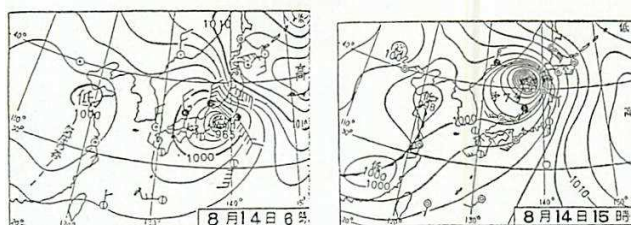


図 1959年8月14日の天気図

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

## ・昭和34年（1959年） 台風15号（伊勢湾台風）

9月21日、マリアナ東方で発生した熱帯性低気圧が台風15号となり、9月26日午後6時、紀伊半島潮岬付近に上陸した。中心気圧945hPa、風速35mを維持し、吉野熊野山地から伊勢湾に暴風雨と高潮被害をもたらし、飛騨地方を一気に縦断し新潟県南部から日本海に抜けた。この台風は、風台風といわれる「西接近型日本海コース」の典型で、暴風雨圏は直径500kmにも達した。

旧北御牧村でも、午後11時30分には風速35mに達し、御牧原と八重原の台地では、強風により、トタン屋根や瓦が飛ぶすさまじさであった。家屋の全半壊10戸、軽症1人という被害を出した。

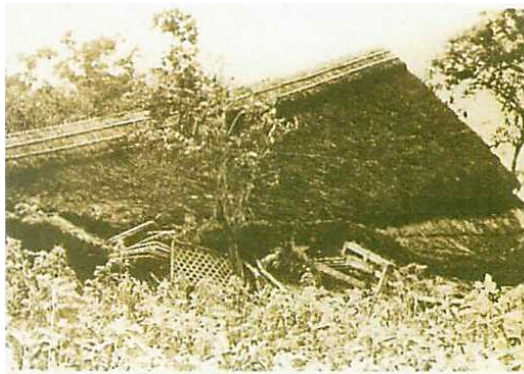


図 八重原の倒壊した民家

※北御牧村誌（自然編）より抜粋、一部修正

## ・昭和57年（1982年） 台風18号

9月12日、寛保以来の千曲川洪水（水位10.5m）といわれる被害のあった台風が発生した。この台風は9月5日21時にグアム島付近に発生した弱い熱帯低気圧が発達しながら西へ進んだあと、6日9時に台風18号に発達した。その後北西に進みながらさらに発達し、9日9時には南大東島の南東約600kmの海上で中心気圧955hPa、中心の最大風速40m/秒の大型で強い台風になった。10～11日にはゆっくり北東に進んだあと、進路を北または北北東にかえて北上し、12日18時に静岡県御前崎付近に上陸した。その時の中心気圧は936hPa、最大風速35m/秒の大型台風であった。

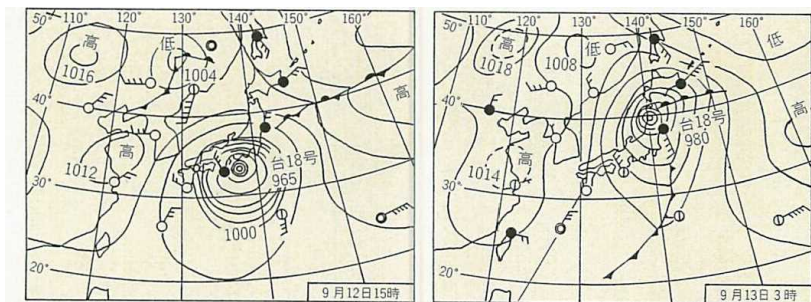


図 1982年8月台風18号の進路等

※東部町誌（自然編）より抜粋、一部修正

## 【雪氷被害】

### ・平成 26 年（2014 年） 2 月大雪災害

2 月 13 日に発生した低気圧が、16 日にかけて発達しながら本州の南岸を北東に進んだ。その後、低気圧はさらに発達しながら三陸沖から北海道の東海上に進み、19 日にかけて千島列島でほとんど停滞した。この低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に 14 日夜から 15 日未明にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。また、15 日から 19 日にかけて、北日本を中心に大雪や暴風雪となった。14 日から 19 日までの最深積雪は山梨県甲府市で 114cm、群馬県前橋市で 73cm、埼玉県熊谷市で 62cm となる等、統計期間が 10 年以上の観測定点のうち、北日本と関東甲信地方の 18 地点で観測史上 1 位を更新した。風については、北海道えりも町えりも岬で 32.9m/s、東京都三宅村三宅島で 28.5m/s の最大風速を観測する等、各地で暴風を記録した。

この大雪と暴風雪により、岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県で死者 24 名となったほか、近畿地方から北海道の広い範囲で住家損壊等が発生した。また、停電、水道被害、電話の不通、農作物の被害、道路の通行不能、鉄道の運休、航空機の欠航等の交通障害が発生した。特に関東甲信地方を中心に、道路への積雪や雪崩等による車両の立ち往生や、交通の途絶による集落の孤立が、複数の都県にわたって発生した。

※長野県強靱化計画より抜粋、一部修正



図 2014 年 2 月の降雪時の様子

2 月 14 日から 15 日にかけての記録的な降雪は、各地で観測史上最多の積雪を記録する等、過去に類のない豪雪となりました。市内でも約 80 cm に達する積雪があり、交通機関が混乱する他、農業用施設等が損壊する被害が発生しました。

市ではいち早く小中学校の臨時休校や市立保育園の臨時休園、各種施設の臨時休館、イベント等の中止を決めた他、公式ホームページやメール配信システム、エフエムとうみを通じて道路状況等の情報を発信し、17 日には「雪害対策本部」を設置しました。

御牧原南部区では積雪により生活道路が寸断され、多くの世帯が一時的に孤立状態となりました。「この難局を乗り切るには地域力の結集しかない」との区長判断から、区独自の災害対策本部が設置され、区役員、消防団、区民有志が懸命の除雪作業を行い、生活道路を復旧させました。同区の事例のように、災害時に大きな力を発揮するのが、地域での助け合いです。日頃から近所付き合いを大切にし、災害に強い地域をつくりましょう。

※市報とうみ（2014 年 3 月号）より抜粋

○発生が想定される大規模自然災害

【地震被害】

・糸魚川－静岡構造線、南海トラフ巨大地震

長野県の地形は、大きくは山地と盆地に分けられ、山地が80%以上を占め、盆地が10%以下となっている。また、山地と盆地の境界には、中間的な性格をもつ丘陵や台地が見られる。山地には、その成因の違いによって、隆起山地と火山山地に区分される。

隆起山地は、西南日本の東縁部を構成する飛騨山脈、木曾山脈、赤石山脈、伊那山地、伊那南部山地があり、糸魚川－静岡構造線より東側には関東山地西縁を構成する佐久山地、県央部を占める筑摩山地、長野盆地東側の河東山地等が分布している。火山山地は、火山活動に伴い地下深部からのマグマの噴出によって形成された山地である。糸魚川－静岡構造線より西側の飛騨山脈に、弥陀ヶ原、焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、御嶽山、フォッサマグナ地域に草津白根山、浅間山、横岳、新潟焼山、妙高山の活火山がある。

盆地は、飯山、長野、上田、佐久、松本、白馬、諏訪、伊那等が分布している。これらの盆地は、中期更新世以降に誕生し、周辺山地からの堆積物で埋積されている。

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られる。国の地震調査研究推進本部では、基盤的調査観測の対象となる主要活断層帯を設定し、活断層調査を行った上で長期評価結果を公表している。長野県内には6つの主要活断層帯が存在している。その中で、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではM<sub>j</sub>（気象庁マグニチュード）8程度の地震が今後30年以内に発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）と評価されている。

長野県地震被害想定調査報告書（概要版）によると、本市に関連する内容としては、糸魚川－静岡構造線断層帯による地震で震度6弱、南海トラフ巨大地震で震度5強等の地震発生の可能性が記載されている。

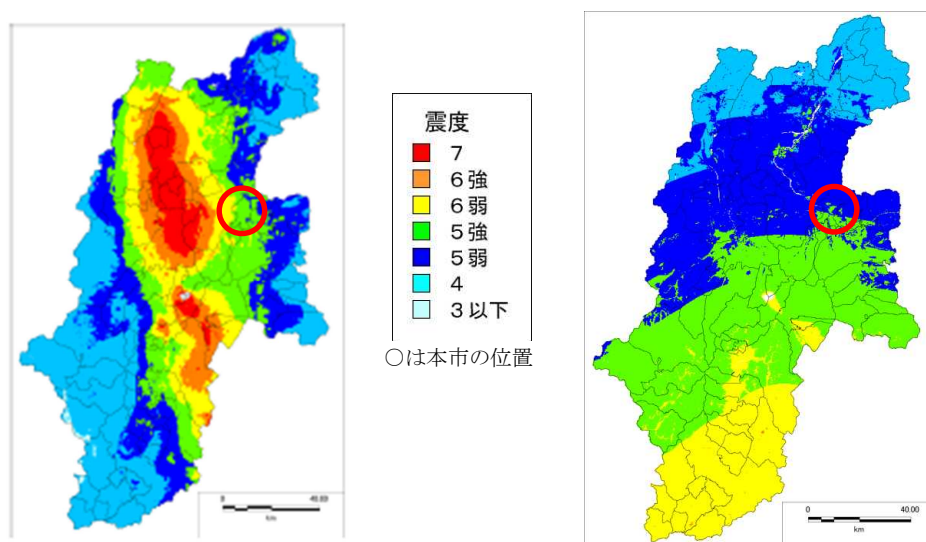


図 地震の地表震度分布（左：糸魚川－静岡構造線断層帯の地震、右：南海トラフ巨大地震）

※長野県地震被害想定調査報告書（概要版）（平成27年3月）より抜粋、一部修正

※長野県地震対策基礎調査報告書（平成14年3月）

## 2 東御市を強靱化する上での目標等の明確化

大規模自然災害への必要な備えを、平時から行う強靱な東御市づくりは、東御市総合計画に掲げられた「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現及び将来世代への着実な継承にも寄与するものです。

東御市を強靱化する上で、明確化した「総合目標」と「事前に備えるべき目標」達成のために、直面する様々な大規模自然災害等に対する脆弱性を見出し、評価することが必要となります。その前段として、前節で検証した過去におけるリスクや今後予測されるリスクと地域特性等を鑑み、「起きてはならない最悪の事態」の洗い出しを検討委員会やワークショップを通じて行い、それぞれ「事前に備えるべき目標」毎に設定しました。

### ○総合目標

市民の生命、財産、生活を、ともに守り抜く

### ○事前に備えるべき目標

- I 人命の保護が最大限図られること。
- II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行なわれること。
- III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。
- IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。
- V 二次的な被害を発生させないこと。

○起きてはならない最悪の事態等 一覧

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
<p>I 人命の保護が最大限図られること。 【人命の保護】</p>	I - i	住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	I - ii	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	I - iii	土砂災害等による死傷者の発生
	I - iv	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ・救助要請の遅延等で多数の死傷者の発生
<p>II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行なわれること。 【迅速な救助、救急活動の実施】</p>	II - i	長期にわたる孤立集落の発生
	II - ii	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	II - iii	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
<p>III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。 【行政・情報通信機能の確保】</p>	III - i	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	III - ii	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。 【ライフラインの確保】</p>	IV - i	電気、ガス、燃料、食料、物資等供給ネットワークが分断する事態
	IV - ii	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	IV - iii	基幹的交通ネットワークの機能停止
	IV - iv	地域内交通ネットワークが分断する事態
<p>V 二次的な被害を発生させないこと。 【その他考慮すべき二次的被害の抑制】</p>	V - i	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	V - ii	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	V - iii	石油類等の大規模拡散・流出



# 第3章

## 取り組むべき事項

### 1 想定される発災事例

「起きてはならない最悪の事態」を、より具体的にイメージできるよう、本市独自に「想定される発災事例」を設定しました。「起きてはならない最悪の事態」と「対応方策」との関係がより明確なものとなるよう努めたものです。

### 2 対応方策

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、主に本市が取り組んでいる施策や事業を本章では「対応方策」として、「事前に備えるべき目標」毎に整理しました。

「事前に備えるべき目標」毎に「起きてはならない最悪の事態」が設定されていますので、翻れば、この「対応方策」により「起きてはならない最悪の事態」に陥らないことを目指すものと言えます。

### 3 目標値

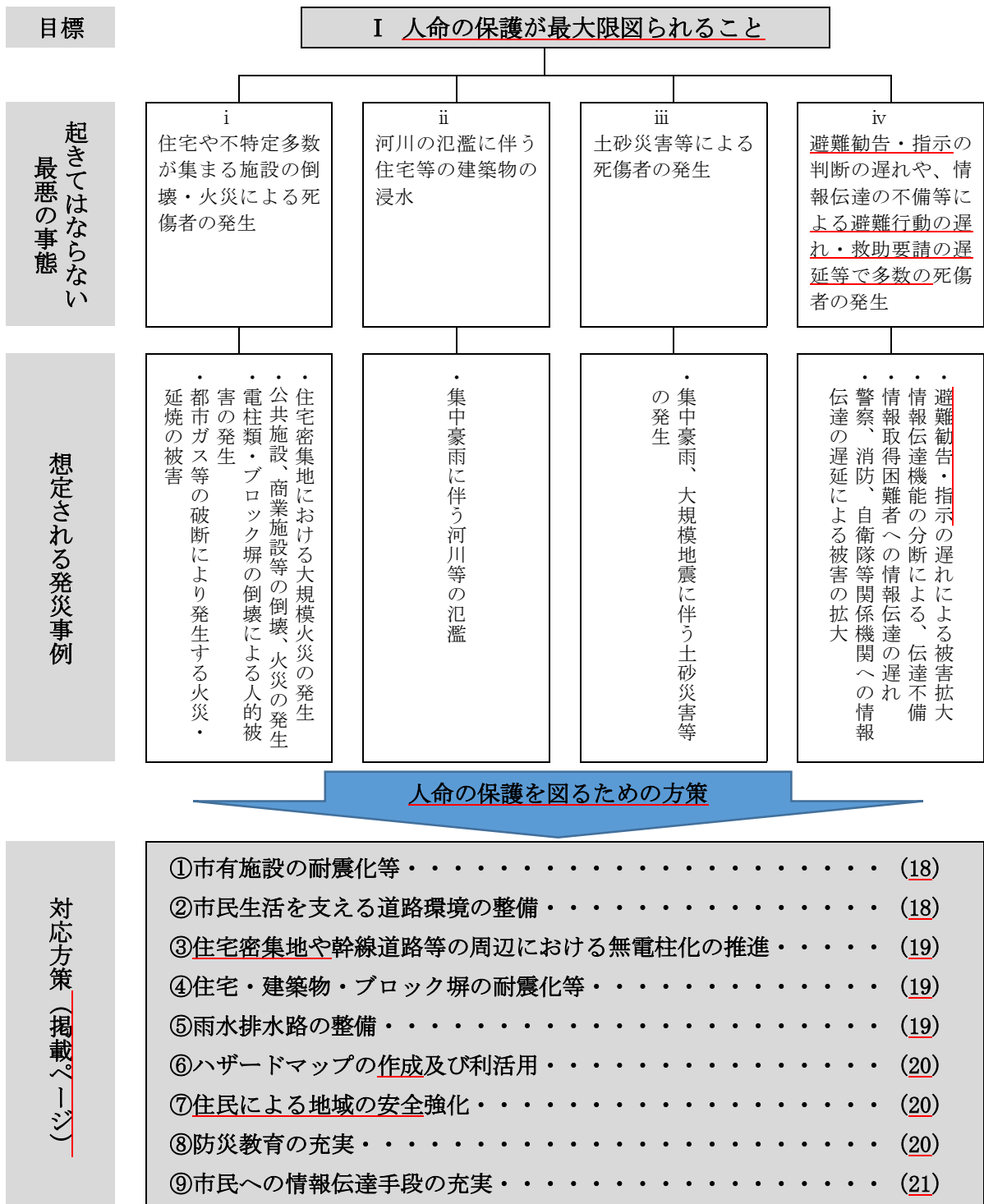
「対応方策」毎に、「現状と課題」及び「推進方針」を本章では示しています。この中で、達成すべき数値目標を設定しているものがありますが、第1章でも触れたとおり、先行する個別計画等から引用していますので、地域計画の目標年度と異なるものもある点にご留意ください。

なお、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載があるものに【重点】を、東御市総合計画に記載があるものに【総合計画】を付しています。

# 1 人命の保護

災害発生時には、人命を保護することが最も優先されなければなりません。このため、防災の観点で、自身の安全を守る（自助）ための防災教育に取り組むとともに、地域のつながりを大切にしたい助け合い（共助）の体制づくりが不可欠です。

更に、今後発生しうる大規模自然災害に備えて、倒壊の恐れのある建造物の耐震対策、雨水排水対策、交通ネットワーク等の強靱化に向けた計画的な整備が求められています。



## 対応方策

①市有施設の耐震化等	
現状と課題	推進方針
<p>・多数の者が利用する市有施設が、地震等により倒壊した場合、多くの被害が発生する可能性があります。</p>	<p>・市有施設の耐震及び長寿命化</p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○<u>学校長寿命化計画【総合計画】</u></p>

②市民生活を支える道路環境の整備	
現状と課題	推進方針
<p>・<u>地震等により、老朽化した道路・橋梁が倒壊し、人的な被害が発生する可能性があります。</u></p>	<p>・<u>人命の保護のため、道路環境の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。</u></p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○<u>道路ストック総点検及び修繕</u></p> <p><u>1,2級市道等（128km）</u></p> <p><u>→総点検結果に基づく計画的な修繕</u></p> <p>○<u>橋梁の長寿命化計画に基づく修繕</u></p> <p><b><u>【総合計画】</u></b></p> <p>長寿命化修繕工事件数</p> <p><u>21橋（2018年）→32橋（2023年迄）</u></p> <p>○<u>橋梁の定期点検（2014年～）</u></p> <p><u>橋梁定期点検件数</u></p> <p><u>194橋（2018年 100%済）→</u></p> <p><u>195橋（2023年迄 2巡目）</u></p>

③住宅密集地や幹線道路等の周辺における無電柱化の推進	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅密集地や幹線道路等の周辺における電柱類は、歩行者や車いすの通行の妨げとなっているケースもあり、特に、災害発生時には、電柱類の民家や道路等への倒壊による人的被害や道路の閉塞、断線による情報通信網の遮断等が想定されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市景観の創出、安全で快適な移動空間の確保に加え、災害時における人的被害の発生抑止やライフラインの安定供給、避難路の確保といった防災機能の強化も含め、無電柱化について検討していきます。</li> </ul>

④住宅・建築物・ブロック塀の耐震化等	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物耐震診断や改修促進事業も利用実績が減少しているため、耐震診断を促進する取り組みや補助制度等の積極的なPRを行うことが必要です。</li> <li>・耐震性の乏しいブロック塀は、震災時に倒壊し、人的被害を誘発する可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物耐震診断を促進する取り組みや補助制度等の積極的なPRを行います。</li> <li>・通行者の安全を確保するためのブロック塀の耐震対策について、長野県と連携を図りながら、各種耐震化策の周知を実施します。</li> </ul> <p>数値目標等</p> <p>○耐震診断実施件数【総合計画】 570件(2017年)→610件(2023年)</p>

⑤雨水排水路の整備	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、人的被害は発生していないものの、ゲリラ豪雨等に伴う降雨時の出水量の増加により、床下浸水等の被害が散見しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水量の増大による水害を未然に防ぐため、幹線排水路の整備を促進します。</li> <li>・面的な整備について、河川や既存排水施設を利用しながら、排水路網の整備を進めます。</li> </ul> <p>数値目標等</p> <p>○雨水排水路の整備【総合計画】 常田地区等、過去に溢水が発生した地域を優先的に整備</p>

⑥ハザードマップの作成及び利活用	
現状と課題	推進方針
<p>・<u>避難所・土砂災害洪水ハザードマップはホームページにも掲載しているほか、東御市民カレンダーにも掲載し毎年全戸に配布されておりますが、市民にハザードマップの確認や災害時の避難所・避難方法等について周知を図ること等の活用促進が必要です。</u></p> <p>○<u>ハザードマップの作成率</u>  <u>100%(2008年) ※2016年から毎年更新</u></p>	<p>・<u>ハザードマップの全戸配布のみならず、防災訓練等を活用した効果的な周知方法を検討し、実施します</u></p>

⑦住民による地域の安全強化	
現状と課題	推進方針
<p>・災害が発生したときは、自分の身の安全を守ること「自助」が最優先です。</p> <p>・防災対策には、「ここまで対応すれば十分」という明確な基準がないため、一人ひとりが、自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするために必要な対策を講じることが重要です。</p>	<p>・<u>災害に備え、身の安全の守り方を知り、実践していただくために、防災訓練等を通じた啓発活動を、引き続き、実施します。</u></p> <p>数値目標等  ○防災訓練の参加促進  <b>【総合計画】【重点】</b>  市防災訓練参加者数  <u>5,765人(2018年)→6,400人(2023年)</u></p>

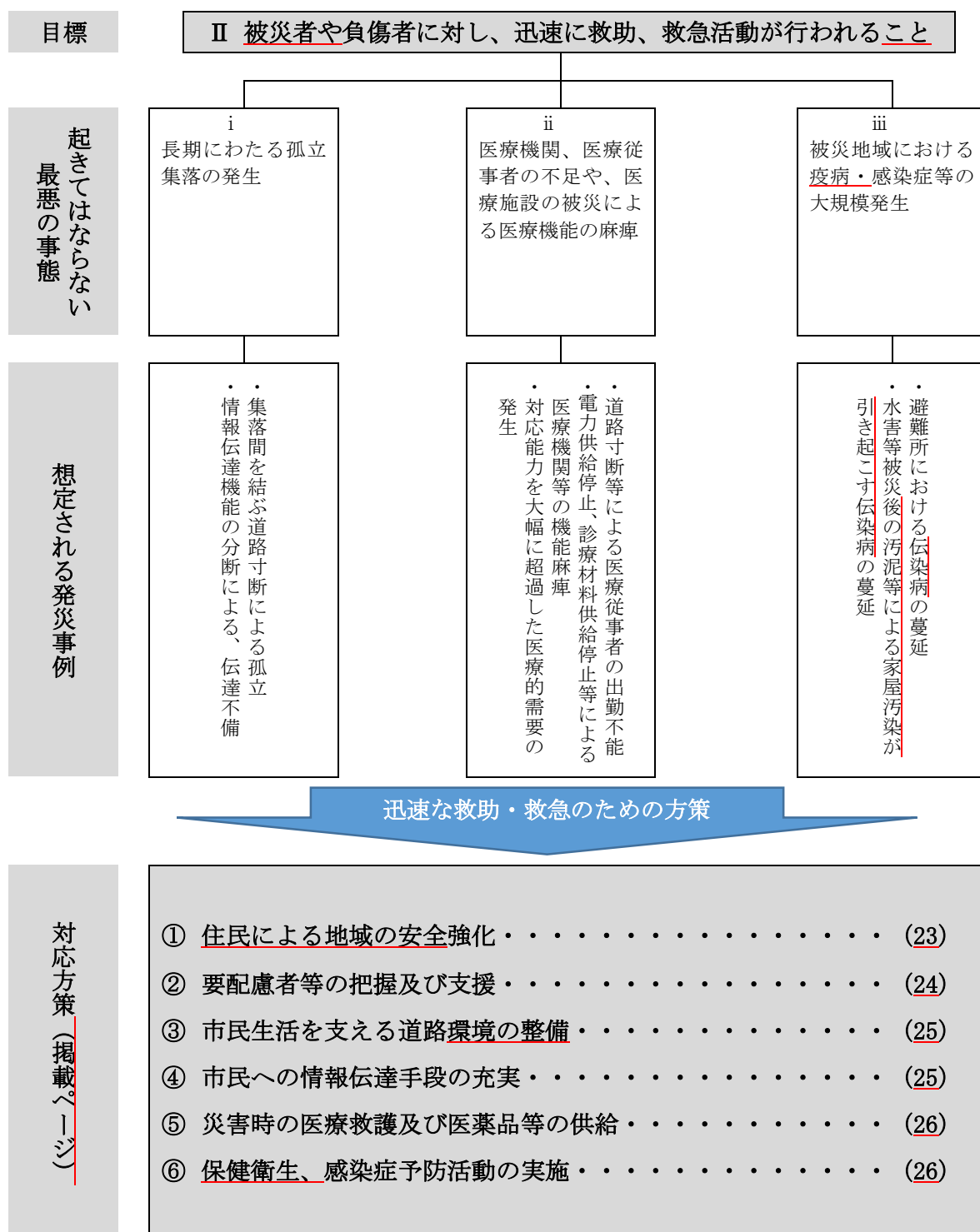
⑧防災教育の充実	
現状と課題	推進方針
<p>・未来ある子供たちを守るためにも、防災教育の充実が必要です。小中学生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げる等、内容を工夫し、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、進める必要があります。</p> <p>・学校以外の場所、特に、子供たちだけで過ごしている際に発生した災害に対しては、自らの命を守る行動が必要です。</p>	<p>・危機管理マニュアルや避難訓練マニュアルを<u>整備しつつ、避難訓練等を実施することで有事に備えます。</u></p> <p>・<u>家庭でも防災について話し合う機会をもち、「災害は、時と場所を選ばない」ことを認識し、対応できるような防災教育の充実に努めます。</u></p>

⑨市民への情報伝達手段の充実	
現状と課題	推進方針
<p>・緊急情報等メール配信サービス、SNS 及び市 HP 等による情報発信、Wi-Fi 環境の整備により災害時の情報提供を多重化する対策はとられています。より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む。）へ情報が確実に伝達できるよう、検討を進める必要があります。</p> <p>・<u>雨量等観測システムを市内6箇所に設置(田中、滋野、祢津、和、北御牧及び湯の丸)し、収集した気象情報を市民等に速やかに発信する等、災害等に対する事前対策手段を整備しています。</u></p>	<p>・防災ラジオの配布とともに、難視聴地域の解消と合わせ、正確で迅速な情報伝達手段の多重化を推進します。</p> <p>・<u>SNSの活用による情報収集方法を検討します。</u></p> <p>・雨量等観測システムの利活用を促進し、引き続き降水量等の気象情報をリアルタイムに発信します。</p> <p>数値目標等</p> <p>○防災ラジオの<u>配布率向上</u></p> <p><b>【総合計画】【重点】</b></p> <p>配布率 <u>78.1%(2017年) →</u> <u>85%(2023年)</u></p>

## 2 迅速な救助、救急活動の実施

大規模災害発生直後は、迅速な救助、救急活動により、災害による被害を最小限に抑えることが必要です。このため減災の観点で、自主防災組織及び消防団による地域の安全強化、要配慮者の避難行動の支援が不可欠です。

更に、市民に対して正確で迅速な情報伝達、食料及び医薬品等の備蓄資材の供給、市民生活を支える道路の通行確保対策に取り組む必要があります。





## 対応方策

①住民による地域の安全強化	
現状と課題	推進方針
<p>・ <u>自主防災組織の充実</u> 市内の自主防災組織は全ての区で結成されていますが、<u>隣近所が助け合って地域の安全を守る「共助」の輪を広げ、避難、救助活動の円滑化を更に図る必要があります。</u></p> <p>・ <u>消防団の充実強化</u> 地域防災の要である消防団は、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、消防団員の確保が困難になっています。また、<u>消防団施設及び消防団車両が一部老朽化しています。これらの現状の中で消防団の充実を図るべく組織の再編に取り組みました。</u></p> <p>・ <u>地域住民自らの安全強化</u> <u>自主防災組織、消防団のみならず、一般住民の地域防災に関する意識の向上、理解の深化が災害に強い地域づくりに直結します。自助・共助・公助に寄与する意識・体制づくりや、自主防災組織、消防団との連携・協力体制の構築が必要です。</u></p>	<p>・ <u>自主防災組織の充実</u> <u>人命の保護のため、結成されている自主防災組織の充実と体制強化を推進し、災害発生直後の「即応性」を高めます。</u></p> <p>・ <u>消防団の充実強化</u> 新規消防団員の確保に努めるとともに、有事に即応できる団員確保のため、企業等に理解を深めるための取り組みを地域と共に進めます。</p> <p>・ <u>地域住民自らの安全強化</u> 防災訓練等を通じた防災意識向上とそれぞれの役割に応じた「共助」に寄与する体制の構築を推進します。</p> <p>数値目標等</p> <p>○消防団員の確保 <b>【総合計画】</b> 消防団員数 <u>777名（2018年）</u> → <u>800名（2023年）</u></p> <p>○防災訓練の参加促進 <b>【総合計画】【重点】</b> <u>市防災訓練参加者数</u> <u>5,765人（2018年）→6,400人（2023年）</u></p>

②要配慮者等の把握及び支援	
現状と課題	推進方針
<p>・ <u>支えあいマップの作成</u>  <u>要配慮者が迅速かつ安全に避難でき、救助、救急活動を速やかに実施するため、地域の要配慮者等を把握し、地図等を活用した避難支援計画の策定が必要です。</u></p> <p>・ <u>避難行動要支援者名簿の作成</u>  <u>避難行動要支援者名簿は災害発生時には避難支援等の実施に必要な範囲で情報を提供できますが、日常時の情報提供や支え合い台帳・マップとの情報共有については避難行動要支援者の同意が必要です。</u></p> <p>・ <u>地域包括支援体制の充実</u>  <u>地域での認知症高齢者の徘徊早期発見ネットワークがありますが、事業所間でも協力しあい、支えあえる体制が必要になります。</u></p> <p>○<u>避難行動要支援者名簿の作成</u>  <u>作成済み(2015年)</u></p>	<p>・ <u>支えあいマップの作成</u>  <u>支えあい台帳・マップ作成の支援や活用を促進し、全区での作成を推進します。</u></p> <p>・ <u>避難行動要支援者名簿の作成</u>  <u>避難行動要支援者名簿を日常の見守り活動にも活用できるよう要配慮者の理解を求め情報提供の同意取得を推進します。</u></p> <p>・ <u>地域包括支援体制の充実</u>  <u>市民、行政、事業所が連携し、地域との情報共有を進める体制を構築していきます。</u></p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○<u>支えあい台帳作成区数(累計)</u>  <u>【総合計画】【重点】</u>  <u>42区(2018年) → 67区(2019年)</u></p> <p>○<u>地域ケア会議の開催【総合計画】</u>  <u>13回(2017年) → 50回(2020年)</u></p>

※要配慮者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとる際に支援を要する人々のこと。

③市民生活を支える道路環境の整備	
現状と課題	推進方針
<p>・瓦礫や雪が道路を塞ぎ、緊急車両等が通行不能となり、救助・救急活動に支障がでる可能性があります。</p>	<p>・災害発生後、<u>道路啓開や除雪を迅速に実施するとともに、災害時における道路交通ネットワーク機能の維持に資する道路環境の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の担保に努めます。</u></p> <p><u>数値目標等</u></p> <p>○<u>道路ストック総点検及び修繕</u>  <u>1,2級市道等（128km）</u>  →<u>総点検結果に基づく計画的な修繕</u></p> <p>○<u>橋梁の長寿命化計画に基づく修繕</u></p> <p style="text-align: right;"><b>【総合計画】</b></p> <p><u>長寿命化修繕工事件数</u>  <u>21橋（2018年） → 32橋（2023年迄）</u></p> <p>○<u>橋梁の定期点検（H26～） 橋梁定期点検件数</u>  <u>194橋（2018年 100%済） →</u>  <u>195橋（2023年迄 2巡目）</u></p>

④市民への情報伝達手段の充実	
現状と課題	推進方針
<p>・迅速な救助、救急活動の実施のため、地域住民からの被害状況等を迅速に市役所等へ伝える、情報の双方向化も必要です。</p>	<p>・<u>SNSの活用による情報収集方法を検討します。</u></p>

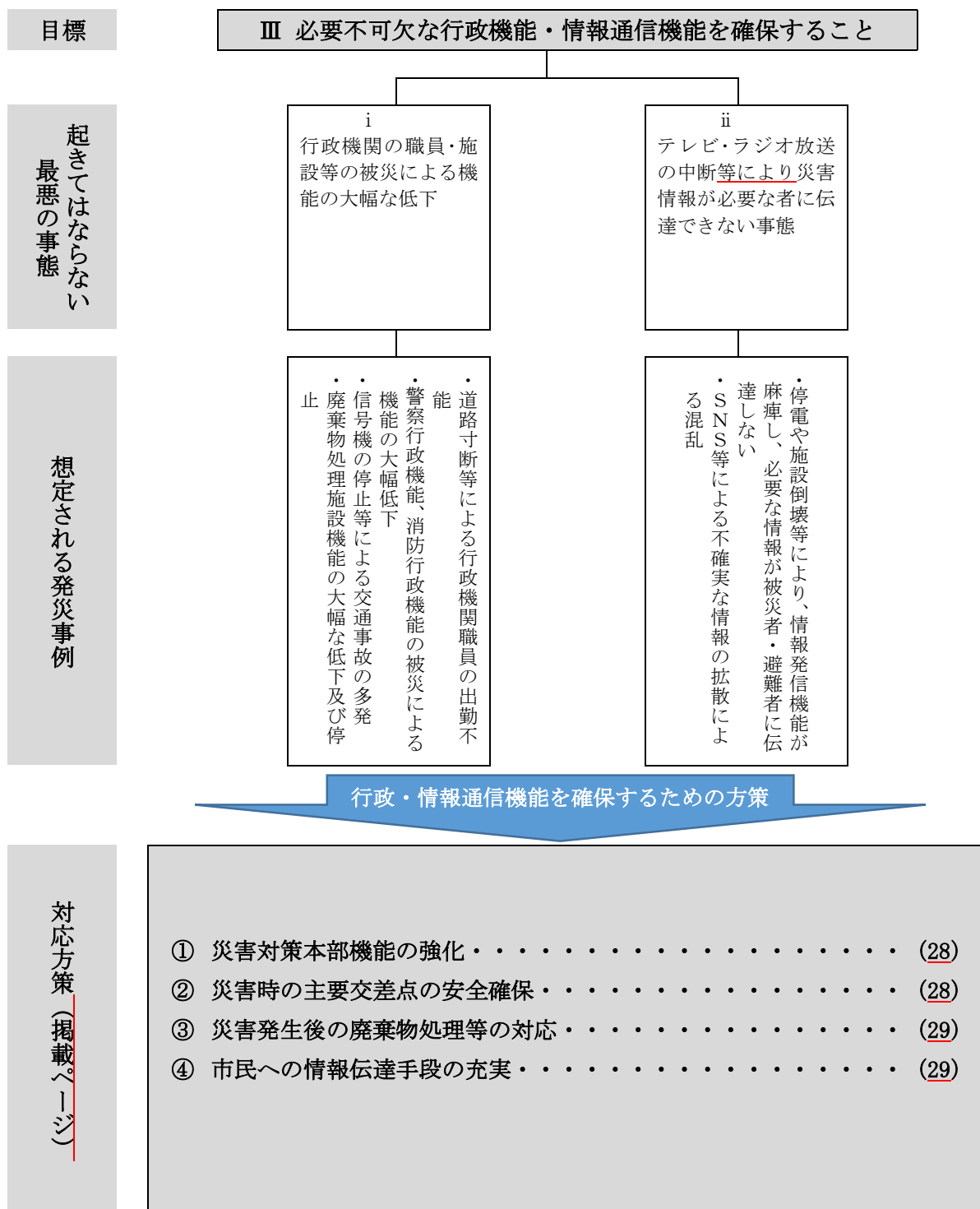
⑤災害時の医療救護及び医薬品等の供給		
	現状と課題	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品、医療用機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う必要があります。</li> <li>・ 災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への対応については、医療サービスの提供が滞ることのないようにする必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定を締結し、平時より震災に備えます。</li> <li>・ 災害発生時、駆け込みによる負傷者に対する搬送や救護について、医療機関や消防署等との連携について検討のうえ、対応していきます。</li> </ul>

⑥保健衛生、感染症予防活動の実施		
	現状と課題	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が発生する可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時から感染症予防対策用資器材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時は、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を速やかに行います。</li> </ul>

### 3 行政・情報通信機能の確保

大規模災害発生後、早期に行政機能を回復させ、災害対策本部の指揮機能を発揮することが重要です。このため、市役所業務継続計画に沿って行政職員体制を整え、情報収集と行政情報の提供が不可欠です。

更に、迅速な救助や救急活動を円滑に実施するための主要道路の交差点の安全確保と、被災地域の衛生環境を確保するための廃棄物処理対策が必要です。



## 対応方策

①災害対策本部機能の強化	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の地域の拠点となる行政機能の維持が不可欠です。</li> <li>・大規模自然災害時において、庁舎の被災や職員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。</li> <li>・災害時には、電力供給が途絶する可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎機能不能時の対応、資源確保等について、業務継続計画の見直しとあわせて検討を行い、業務継続体制強化に努めます。</li> <li>・停電時も災害対策本部機能を維持できるように、非常用発電機を整備しています。</li> </ul> <div data-bbox="938 616 1382 949" data-label="Image"> </div> <p>図 市役所本庁舎地下の非常用発電機</p>

②災害時の主要交差点の安全確保	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機への電源供給が遮断された場合に、地域交通が混乱し、人命救助・物資補給等に甚大な影響が出る可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機能停止の防止のため、信号機電源付加装置の設置等の必要な対策を公安委員会に要請していきます。</li> </ul>

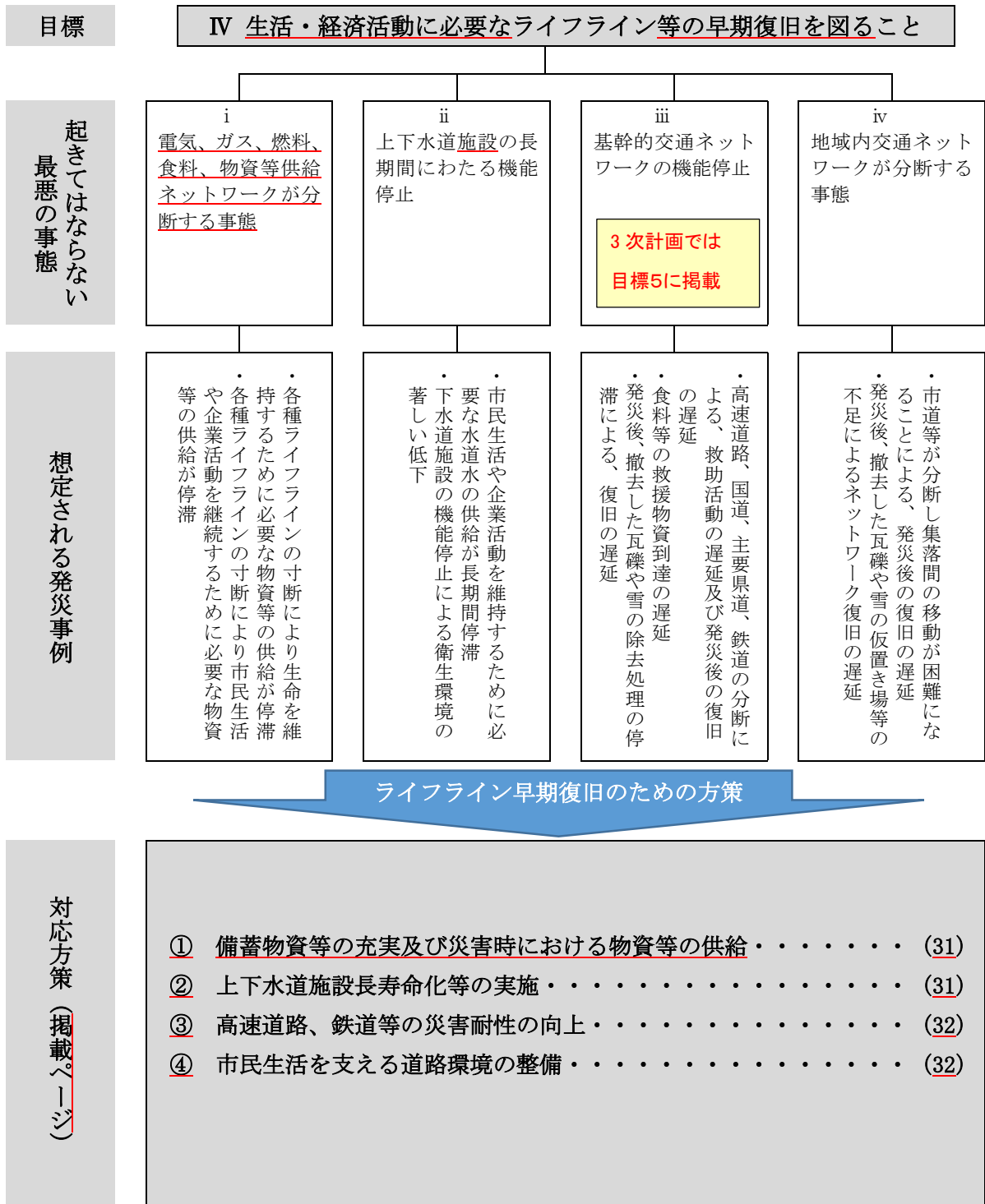
③災害発生後の廃棄物処理等の対応	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の停止により、被災後時に発生した廃棄物処理が滞り、復旧が遅延する可能性があります。</li> <li>・災害廃棄物の処理遅延により、復旧に期間を要する可能性があります。</li> <li>・生ごみリサイクル施設の操業停止により、被災後の衛生環境に影響が出る可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後も廃棄物処理施設を継続して運転するための対策を講じることにより、迅速な復旧を支援します。</li> <li>・地域防災計画及び第2次東御市一般廃棄物処理基本計画に沿って、県・市民との協同による被災時対応体制の構築を進めます。</li> <li>・生ごみリサイクル施設では、被災時において、衛生環境の維持と迅速な業務の復旧に努めます。</li> </ul>

④市民への情報伝達手段の充実	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害に伴う停電や断線等により、行政からの情報発信や市民の情報収集手段が制限されてしまう可能性があります。</li> <li>・誤った情報が第三者から発信され、拡散することで、市民の生活に影響を及ぼす可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電に強い防災ラジオの配布を促進するとともに、正確で迅速な情報伝達手段の多重化を推進します。</li> <li>・<u>SNSの活用による情報収集方法を検討します。</u></li> </ul> <p>数値目標等</p> <p>○<u>防災ラジオの配布率向上</u></p> <p><b>【総合計画】【重点】</b></p> <p>配布率 <u>78.1%</u>(2017年) → <u>85%</u>(2023年)</p>

## 4 ライフラインの確保

大規模災害発生後は、食料、電気、水道の他一般物流が十分に機能しないことが想定されます。このため、ライフライン及び物資等を円滑に輸送するための交通ネットワークの早期復旧を図ることを優先します。

更に、市外から補給される物資やボランティア等を適所に配置することも想定しておくことが必要です。





## 対応方策

①備蓄物資等の充実及び災害時における物資等の供給	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインが停止することで、食料や水、生活用品等が不足する可能性があります。</li> <li>・被災後、市外から多くの人員や物資が市内に補給されることが予想されますが、それらの適切な受入れ体制が整っていない場合、市民への支援が遅延する事態が想定されます。</li> <li>・市内の自主防災組織は全ての区で結成していますが、隣近所が助け合って地域を守る「共助」の輪を広げ、地域防災力の向上を更に図る必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立を進めます。</li> <li>・避難所の環境を整備するため、災害時要配慮者に配慮した物資の備蓄も進めます。</li> <li>・災害時に救援物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、大型トラックの出入りや、フォークリフトの使用が可能な物資集積所を設け、受入れ配送等について、民間物流業者と協定等の締結実施等を検討します。</li> <li>・関係団体と連携して、災害ボランティア養成講座の開催やボランティア等を適所に配置するための体制を構築する等、協同による効果的な救援活動を実施するための体制づくりを進めます。</li> </ul> <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用食料の備蓄 6,000食（2018年） →概ね3,000食分以上を継続確保</li> </ul>

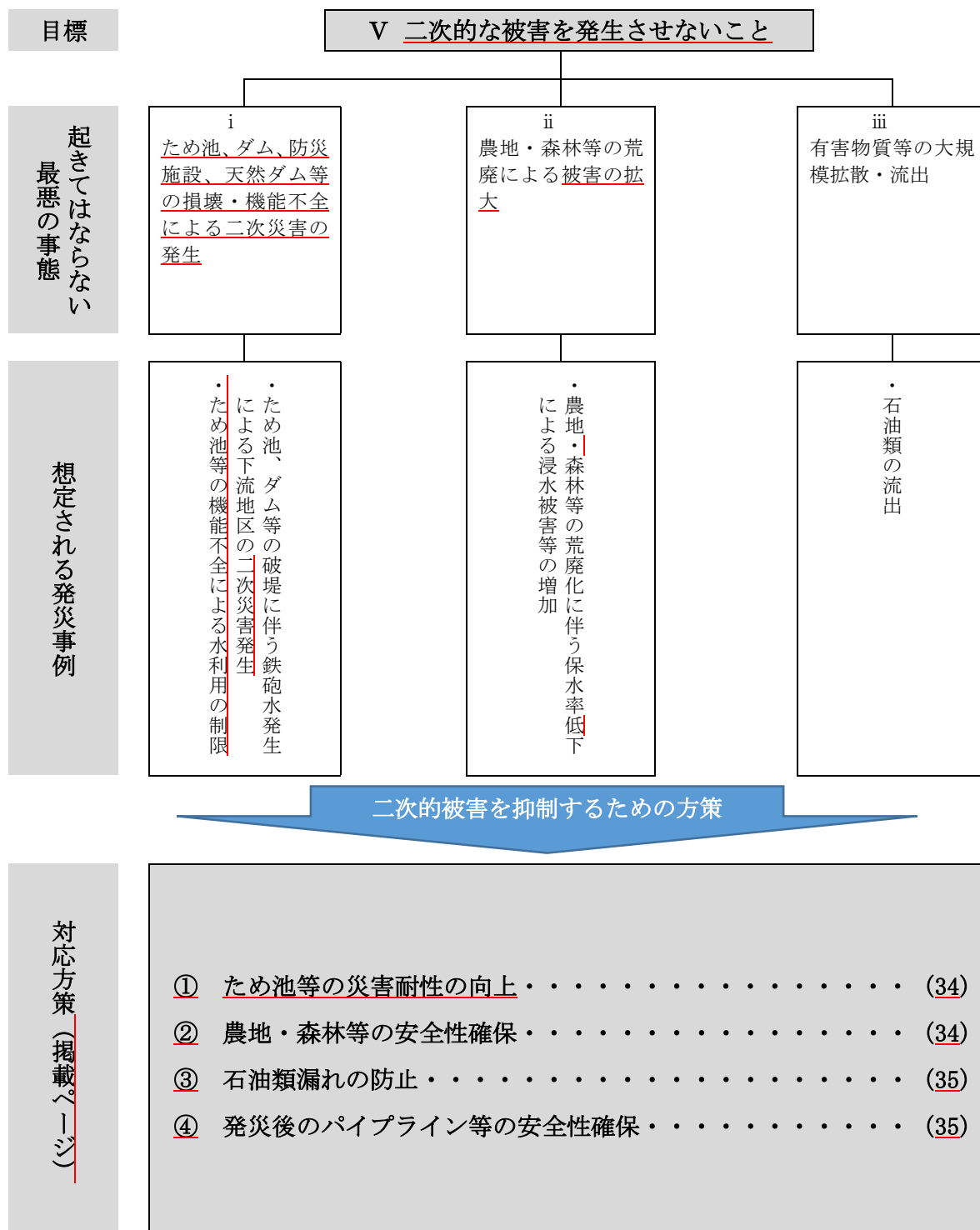
②上下水道施設長寿命化等の実施	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の被災により、水道水の供給が特に必要と考えられる医療施設、避難所、公的施設等への給水が滞る可能性があります。</li> <li>・老朽化が進んでいる上下水道施設については、震災時の破断等の発生により、機能が著しく低下する可能性があります。</li> </ul> <div data-bbox="347 1691 667 1930" data-label="Image"> </div> <p>図 水道施設用の緊急用発電設備（西入浄水施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設への自家発電設備、応急給水設備等の整備を計画的に進めます。</li> <li>・長寿命化事業及び耐震診断の結果等により、必要な上下水道施設の補修、改修または耐震化を進めます。</li> </ul> <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>水道施設の防災機能強化</u> 4施設（2018年）→ 5施設（2023年）</li> <li>○<u>老朽化施設の補修、改修</u> 1施設（2018年）→ 2施設（2023年）</li> <li>○<u>公共下水道東部浄化センターの施設耐震化</u> 2施設（2018年）→ 4施設（2023年）</li> </ul>

③高速道路、鉄道等の災害耐性の向上	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外からの物資や人員等の供給が遅れることにより、市民のライフラインの維持が困難になる可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関に災害耐性の向上を図っていただくための働きかけを行うとともに、長野県等と連携して、情報共有の強化を図ります。</li> </ul>

④市民生活を支える道路環境の整備	
現状と課題	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の道路ネットワークが寸断することにより、孤立集落が発生する可能性があります。</li> <li>・地震や大雪により発生した瓦礫や雪の仮置き場の不足により、復旧等が遅延する可能性があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における<u>道路交通ネットワーク機能の維持に資する道路環境の整備</u>を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。</li> <li>・ガイドラインを策定し、瓦礫や雪の仮置き場の確保を進めます。</li> </ul> <p><u>数値目標等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>道路ストック総点検及び修繕</u>  <u>1,2級市道等（128km）</u>  →総点検結果に基づく計画的な修繕</li> <li>○<u>橋梁の長寿命化計画に基づく修繕</u>  <u>【総合計画】</u>  <u>長寿命化修繕工事件数</u>  <u>21橋（2018年）→32橋（2023年迄）</u></li> <li>○<u>橋梁の定期点検（2014年～）</u>  <u>橋梁定期点検件数</u>  <u>194橋（2018年 100%済）→</u>  <u>195橋（2023年迄 2巡目）</u></li> </ul>

## 5 その他考慮すべき二次的被害の抑制

大規模災害発生後には、ため池、ダムの堤防の損壊、山の崩壊やパイプラインの破断、有害物質の流出等に伴う二次的災害の危険性が增大するため、安全対策の啓発や補強工事を進める必要があります。また、二次災害の発生を防止するための点検体制を整えることが大切です。



## 対応方策

①ため池等の災害耐性の向上	
現状と課題	推進方針
<p>・大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため池の <u>10 池</u> について、<u>平成 30 年度までに 10 池</u> の耐震性調査を実施しました。<u>このうち四ツ京大池と加沢池が耐震化対策を行う必要があります</u>、<u>四ツ京大池は平成 30 年度までに耐震補強工事を行ないました。</u></p> <p>・<u>二次災害の発生を早期発見及び防止するため、地域や行政等の関係者が協力してため池等の安全点検を実施する体制の構築が必要です。</u></p>	<p>・耐震化対策の必要があるため池について、国、県の補助制度等を活用し、ため池の耐震補強を進めます。</p> <p>・施設の保全については、管理団体との連携を図っていきます。</p> <p>数値目標等</p> <p>○農村地域防災減災事業</p> <p>耐震性調査 <u>10 池 (2018 年完了)</u></p> <p>耐震補強工事</p> <p>1 池 (2018 年迄) → <u>1 池 (2023 年迄)</u></p>

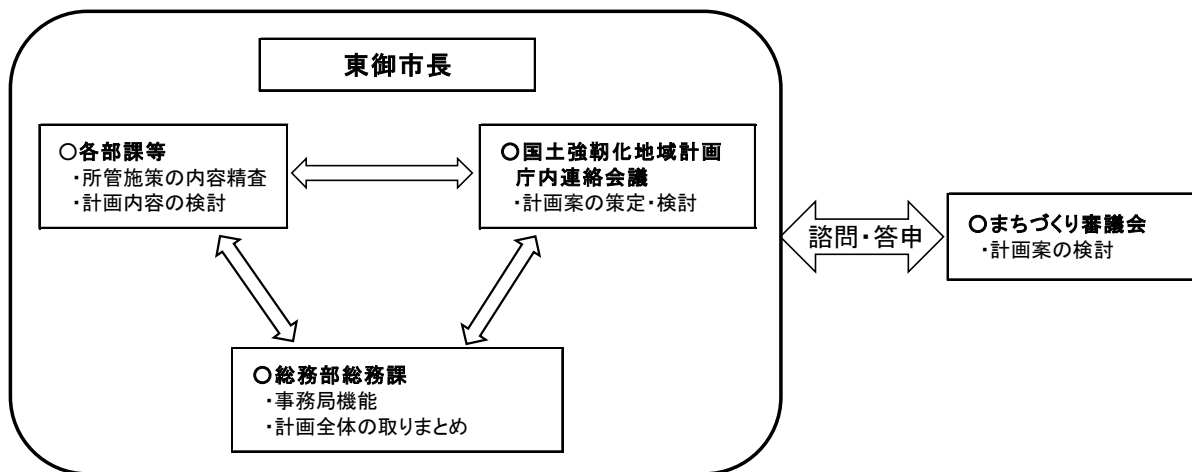
②農地・森林等の安全性確保	
現状と課題	推進方針
<p>・農地・森林等の保水率低下による浸水被害の低減や、<u>農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業用施設等の保全活動や森林整備の推進が必要です。</u></p>	<p>・<u>荒廃地対策を継続実施しつつ、永年性作物の栽培推進について、関係者とともに、検討・整備を進めます。</u></p> <p>・「東御市森林整備計画」に基づく間伐・保育等の事業を継続して実施し、森林の多面的機能の維持・増進に取り組みます。</p> <p>数値目標等</p> <p>○耕作放棄地の再生活用面積 44ha</p> <p><u>7 ha (2015 年) → 44ha (2019 年)</u></p> <p>○<u>搬出間伐 【総合計画】</u></p> <p><u>122ha (2017 年迄) → 217ha (2023 年)</u></p>

③石油類漏れの防止		
	現状と課題	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物貯蔵施設や設備の倒壊等による大規模な流出を予防するため、施設・設備の安全性の確保、保安体制の強化が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームタンクの管理者に設置基準を周知し、安全性を確保します。</li> </ul>

④発災後のパイプライン等の安全性確保		
	現状と課題	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等によりパイプラインが破断し、可燃性物資への引火や環境汚染等の発生が懸念されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガス等の保安に対する意識の向上や啓発活動について、長野県と連携しながら、検討・実施を図ります。</li> </ul>

# 參考資料

資料1 第2次東御市国土強靱化地域計画の策定体制



・ 国土強靱化地域計画庁内連絡会議

国土強靱化地域計画庁内連絡会議
(会長) 副市長
総務部長
企画振興部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業経済部長
都市整備部長
教育次長
議会事務局長
市民病院事務長

・ 事務局

事務局
総務部総務課防災係

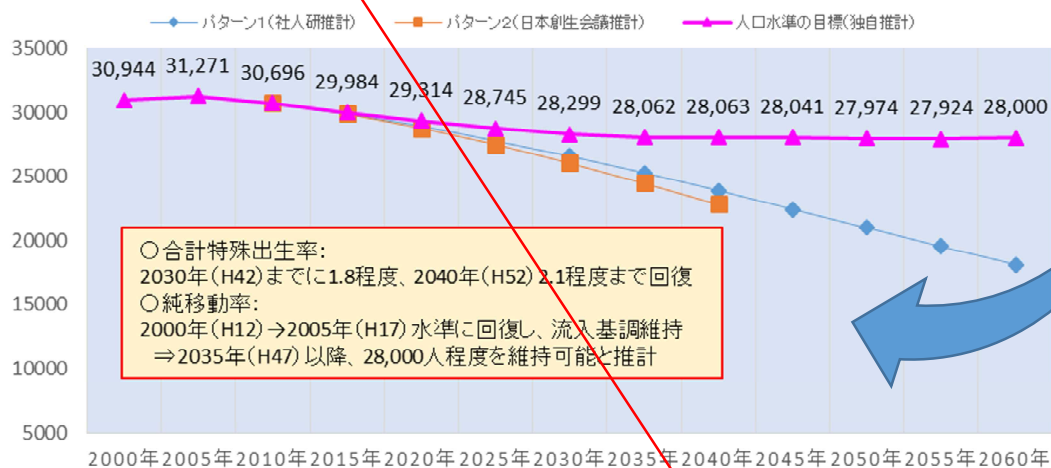
## 東御市まち・ひと・しごと創生 総合戦略【概要】

**趣旨** 東御市の人口は、2005年(H17)の31,271人をピークに2015年(H27)には30,107人と減少傾向が継続している。このことは、地域経済や市の財政運営、地域の存在基盤に深刻な影響を及ぼすものです。第2次東御市総合計画を基本に、「人口ビジョン」において課題を明らかにし、人口減少克服と、活力ある地域社会実現のための「地方版総合戦略」として、平成27年8月26日策定した5ヵ年計画(H27～H31)です。

## 東御市人口ビジョン～まちひとしごと創生のための人口の現状と将来展望～【概要】

- 人口将来推計:2060年(H72)18,113人(社人研準拠)
- 当市の課題:①少子化 ②転出入が拮抗(若者の流出) ③就業人口減少
- 人口定着に向けた視点と方向性
  - ①子どもを生み育てたいという環境を整える～出生率を高める～
  - ②若い世代を呼び込み・呼び戻せる環境を整える～若者流出に歯止めをかける～
  - ③東御市らしさを活かした地域環境を整える～定住者を誘う～

独自推計による東御市の人口推移と長期的な見通し  
(パターン1・2との比較)



## 総合戦略の基本的な考え方

- ①人口減少の克服と活力ある地域社会の実現
- ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
  - ・しごと:安定雇用・所得⇒農・商・工連携による6次産業化、農業・工業・観光振興
  - ・ひと:首都圏からの移住・定住促進、子育て世代への切れ目のない支援
  - ・まち:「しごと」と「ひと」の好循環を支えるまちづくり

## 基本目標Ⅰ 「とうみ」において安定した雇用を創出する

【目標値】・就業者数:14,600人 ・産出額:1,580億円

## 基本目標Ⅱ 「とうみ」への新しいひとの流れをつくる

【目標値】・交流人口(地域経済分析システム指標):107

## 基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【目標値】・18歳未満の子どもを育てている世帯数:3,000世帯  
・子育てしやすいと感じる割合(意識調査):80%

## 基本目標Ⅳ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、広域的な地域と連携する。

【目標値】・住みよさを感じる割合(意識調査):70% ・すみよさランキング(民間指標):30位



政策パッケージ ～基本目標実現のための施策群～

基本目標Ⅰ  
「とうみ」において安定した雇用を創出する

- 施策①「働く場の新たな創出」
- 1)創業支援・起業:  
6次産業化支援、コワーキングスペース(※)活用...
  - 2)企業の誘致:  
企業誘致と情報発信、サテライトオフィス(※)誘致...
  - 3)Uターンの促進:  
就職相談会開催...
  - 4)多様な働き方の仕組みづくり:  
テレワーキング(※)等研究...

- 施策②「働く場の拡大と安定」
- 1)チャレンジ支援:  
設備投資、販路拡大策支援...
  - 2)人材育成・確保支援:  
人材確保・育成等の支援...
  - 3)観光関連産業の創業支援:  
農商工連携による新規事業支援...

- 施策③「地域ブランドの振興と関連産業の育成」
- 1)クल्ミのブランド化支援:  
クल्ミの2次製品研究開発...
  - 2)ワインのブランド化支援:  
ワイン用ブドウ生産省力化...
  - 3)商品化、販売体制の整備:  
東御ブランドの都市部へのPR...

基本目標Ⅱ  
「とうみ」への新しいひとの流れをつくる

- 施策①「地域資源を活かした域内連携による交流の促進」
- 1)集客拠点の施設整備:  
湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園の施設整備...
  - 2)観光情報の収集と効果的な発信:  
ICT(※)活用による情報発信...
  - 3)保養・滞在・交流型観光の創出:  
「体験・交流・学ぶ」地域ツーリズムの開発、ボランティアガイド等の育成...

- 施策②「農山村交流の促進」
- 1)就労・農林畜産等の体験交流:  
農業体験イベント等の実施、農村体験交流宿泊施設等の整備...

- 施策③「I・J・Uターン(※)移住者の誘導による定住の促進」
- 1)シティプロモーションの推進:  
公式ホームページの改善等による効果的発信...
  - 2)定住アドバイザー配置:  
移住検討段階から定住まで切れ目のないアドバイス
  - 3)空き家バンクの充実:  
空家一斉調査から有効活用のためのデータベース化

基本目標Ⅲ  
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 施策①「結婚の希望をかなえるまちづくり」
- 1)若者の出会いの機会の創出:  
出会いの場の創出、結婚相談事業支援...
  - 2)未婚女性の健康への意識の醸成:  
子育てポータルサイトからの情報発信、学習活動支援...

- 施策②「出産の希望をかなえるまちづくり」
- 1)妊娠と出産に関する支援:  
不妊不育治療等への支援、妊婦基本健診による支援...

- 施策③「子育ての希望をかなえるまちづくり」
- 1)安心して子育てのできる環境づくり:  
子育てポータルサイトの開設、子育てサポーター養成...
  - 2)子育てを楽しめる環境づくり:  
自然活動体験の推進、育児サークル育成支援...
  - 3)特色ある子育て環境づくり:  
運動遊び、自然活動体験、小・中一貫教育、連携教育...

- 施策④「ワークライフバランスの実現」
- 1)仕事と子育ての両立に向けての支援・啓発:  
病児、病後児保育、休日保育等の実施...
  - 2)児童館・放課後児童クラブの充実:  
児童館利用の高学年化、放課後児童クラブの充実...

【用語説明】

※コワーキングスペース...様々な業種や年齢の人々が集まり、仕事やアイデアを共有し協働する場所

※サテライトオフィス...企業の本拠から離れた所に設置され、本拠で行う業務と同等の仕事が出来るよう情報通信設備を整えたオフィス

※テレワーキング...情報通信設備等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くこと

※ICT...情報や通信に関する技術の総称

※Iターン...都市部で生まれた人が、地方へ移住すること ※Jターン...地方で生まれた人が都市部に移住し、その後生まれ故郷以外の別の地方へ転居すること ※Uターン...地方で生まれた人が、都市部に移住後、再び生まれ故郷に戻ることに

基本目標Ⅳ  
時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、広域的な地域と連携する

- 施策①「新たな視点で取り組む地域づくりの推進」
- 1)小学校区単位の地域づくりの推進:  
小学校区単位の地域づくり組織への支援、地域ビジョン策定支援...
  - 2)地域の担い手育成:  
域学(地域と大学)連携事業の推進、地域おこし協力隊による地域づくり支援...

- 施策②「にぎわいある新たな魅力を創出する商店街」
- 1)中心市街地等のにぎわい創出:  
商店街の魅力向上支援、イベント等の企画...
  - 2)公共交通システムの研究:  
交通環境向上に向けた研究・支援...
  - 3)空き地、空き店舗活用調査・研究:  
空き店舗等調査研究と活用策の検討...

- 施策③「住民による地域の安全強化」
- 1)ICT等の活用による地域防災の充実:  
臨時災害放送局設置、防災ラジオカバー率向上等...
  - 2)住民の安全確保及び防災意識高揚:  
防災訓練への参加促進...
  - 3)災害弱者を地域全体で支援する体制強化:  
支えあい台帳作成支援...
  - 4)難視聴地域の光ケーブル網整備:  
インターネット環境等の情報格差の解消...

- 施策④「広域連携によるまち・ひと・しごとの創出」
- 1)広域連合・定住自立圏における連携強化:  
関係市町村との連携強化...
  - 2)圏域内における魅力の向上:  
ワイン特区等を活かした魅力創出...

### 資料3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

総合目標の達成に向けた施策推進の前提となる「起きてはならない最悪の事態」について、本市で起こりうる危険事象（地震・水害等）や地理的状况等を踏まえ、第2期長野県強靱化計画に掲げる32項目を16項目に整理した。

長野県強靱化計画	
基本目標	起きてはならない最悪の事態(32項目)
1 人命の保護が最大限図られること【命を守る】	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	土砂災害、地すべり等による死傷者の発生
	火山噴火や地震等による観光客等の死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること【負傷者を救う】	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
	長期にわたる孤立集落の発生
	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること【行政・通信機能を確保する】	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	被災における疫病・感染症等の大規模発生
	被信号機の停止等による交通事故の多発
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること【命をつなぐ】	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 流通・経済活動が停滞しないこと【経済活動を維持する】	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	上水道等の長期間にわたる供給停止
	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
6 二次的な被害を発生させないこと【二次的な被害を防止する】	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	地域交通ネットワークが分断する事態
	サプライチェーンの寸断や、経済活動等の停滞による企業の生産力低下
	高速道路、鉄道等の基幹的ネットワークの機能停止
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを【復旧・復興する】	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	土石流、地すべりなどによる二次災害の発生
	農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限
	有害物質の大規模拡散・流出
	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを【復旧・復興する】	風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落
	避難所等における環境の悪化
	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを【復旧・復興する】	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることを【復旧・復興する】	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

東御市国土強靱化地域計画		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(16項目)	
I 人命の保護が最大限図られること。【人命の保護】	i	住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	ii	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	iii	土砂災害等による死傷者の発生
	iv	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること。【迅速な救助、救急活動の実施】	i	長期にわたる孤立集落の発生
	ii	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	iii	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。【行政・通信機能の確保】	i	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	ii	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
IV 生活・経済活動に必要なライフライン等の早期復旧を図ること。【ライフラインの確保】	i	電気、ガス、燃料、食料、物資等供給ネットワークが分断する事態
	ii	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	iii	基幹的交通ネットワークの機能停止
	iv	地域内交通ネットワークが分断する事態
V 二次的な被害を発生させないこと。【その他考慮すべき二次的被害の抑制】	i	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	ii	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	iii	有害物質等の大規模拡散・流出

資料4 「起きてはならない最悪の事態」及び「想定される発災事例」と「対応方策」との関係

事前に着るべき目標	対応方策	個別施策分野(5分野)					指標	現状	目標
		①行政	②住宅 交通 土地	③保健 福祉 医療	④産業 観光	⑤環境 教育			
I 人命の保護が最大限図られること。 【人命の保護】	①市有施設の耐震化等 ・市有施設の耐震及び長寿命化					○	設定指標なし		
	②市民生活を支える道路環境の整備 ・道路ストック総点検 【総合計画】橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 ・橋梁の定期点検(H26～)		○ ○ ○				1.2級市道及び幹線の道路(128km) 長寿命化修繕工事件数 橋梁定期点検件数	100%(2014) 21橋(2018) 194橋(2018)	計画的な修繕 32橋(2023迄) 195橋(2023迄)
	③住宅密集地や幹線道路等の周辺における無電柱化の推進 ・住宅密集地等の周辺における無電柱化の推進					○	設定指標なし		
	④住宅・建築物・ブロック塀の耐震化等 【総合計画】住宅・建築物耐震診断 ・ブロック塀の耐震化		○ ○				木造住宅耐震診断数 設定指標なし	570件(2017)	610件(2023)
	⑤雨水排水路の整備 【総合計画】雨水排水路の整備					○	雨水排水路の整備	常田地区等、過去に溢水が発生した地域を優先的に整備	
	⑥ハザードマップの作成及び利活用 ・避難所・土砂災害洪水ハザードマップの作成		○			○	ハザードマップ作成率	100%(2008)	100%(2016から毎年更新)
	⑦住民による地域の安全強化 【総合計画】【重点】防災訓練の参加促進 ・宝くじ助成事業	○ ○					市防災訓練参加者数 設定指標なし	5,765人(2018)	6,400人(2023)
	⑧・防災教育の充実					○	設定指標なし		
	⑨市民への情報伝達手段の充実 【総合計画】【重点】防災ラジオの配布率向上 ・メール配信、SNS及び市HPIによる情報発信 ・防災行政無線等の整備 ・移動系防災無線(衛星携帯電話等)の整備 ・市内観光拠点等におけるWi-Fi環境の整備		○ ○ ○ ○			○	配布率 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし	78.1%(2017)	85%(2023)
II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行なわれること。 【迅速な救助、救急活動の実施】	①住民による地域の安全強化 【総合計画】消防団員の確保 【総合計画】【重点】防災訓練の参加促進 ・消防団車両の更新 ・宝くじ助成事業	○ ○ ○ ○					消防団員数 市防災訓練参加者数 設定指標なし 設定指標なし	777(2018) 5,765人(2018)	800(2023) 6,400人(2023)
	②要配慮者等の把握及び支援 【総合計画】【重点】支えあい台帳作成区数(累計) 【総合計画】地域ケア会議の開催 ・避難行動要支援者名簿の作成			○ ○ ○			支え合い台帳作成区数(累計) 地域ケア会議の開催 避難行動要支援者名簿の作成	42区(2018) 13回(2017) 作成済(2015)	67区(2019) 50回(2020)
	③市民生活を支える道路環境の整備 ・除雪・融雪剤散布ガイドラインの策定		○				ガイドライン作成	作成済(2015)	
	④市民への情報伝達手段の充実 【総合計画】【重点】防災ラジオの配布率向上 ・メール配信、SNS及び市HPIによる情報発信 ・防災行政無線等の整備 ・移動系防災無線(衛星携帯電話等)の整備		○ ○ ○ ○				配布率 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし	78.1%(2017)	85%(2023)
	⑤災害時の医療救護及び医薬品等の供給 ・災害時応援協定の締結 ・災害時の医療救護及び医薬品等の供給	○ ○					設定指標なし 設定指標なし		
	⑥・保健衛生、感染症予防活動の実施			○			設定指標なし		

事前に備えるべき目標	対応方策	個別施策分野(5分野)					指標	現状	目標
		①行政	②住宅 交通 土地	③保健 福祉 医療	④産業 観光	⑤環境 教育			
Ⅲ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。 【行政・通信機能の確保】	①災害対策本部機能の強化 ・市役所庁舎の耐震化 ・市役所庁舎非常用発電機設置 ・市役所業務継続計画の策定 ・自衛隊、警察、消防及び関係機関との情報共有	○ ○ ○ ○					市役所本庁舎耐震化率 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし	100%(2012) 設置済み	
	②災害時の主要交差点の安全確保	○					設定指標なし		
	③災害発生後の廃棄物処理等の対応 ・東部クリーンセンター、不燃施設、最終処分場、 生ごみリサイクル施設の運転管理					○	設定指標なし		
	④市民への情報伝達手段の充実 【総合計画】【重点】防災ラジオの配布率向上 ・メール配信、SNS及び市HPIによる情報発信 ・防災行政無線等の整備 ・移動系防災無線(衛星携帯電話等)の整備		○ ○ ○ ○				配布率 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし	78.1%(2017)	85%(2023)
Ⅳ 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。 【ライフラインの確保】	①備蓄物資等の充実及び災害時における物資等の供給 ・非常用食料の備蓄 ・災害時における物資の調達 ・災害時における燃料等の供給 ・災害時における飲料水の提供 ・災害時応援協定の締結	○ ○ ○ ○ ○					人口の5%×2食分 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし	6,000食(2018)	概ね3,000食分以上を継続確保
	②上下水道施設長寿命化等の実施 ・水道施設の防災機能強化 ・老朽化施設の補修、改修 ・公共下水道東部浄化センター施設の耐震化					○ ○ ○	防災強化施設数(5施設) 補修・改修施設数(2施設) 耐震化施設数(4施設)	4施設(2018) 1施設(2018) 2施設(2018)	5施設(2023) 2施設(2023) 4施設(2023)
	③高速道路、鉄道等の災害耐性の向上 ・関係機関との情報共有の強化		○				設定指標なし		
	④市民生活を支える道路環境の整備 ・除雪・融雪剤散布ガイドラインの策定 ・道路ストック総点検 【総合計画】橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 ・橋梁の定期点検(H26～)		○ ○ ○ ○				ガイドライン作成 1.2級市道及び幹線道路(128km) 長寿命化修繕工事件数 橋梁定期点検件数	作成済(2015) 100%(2014) 21橋(2018) 194橋(2018)	計画的な修繕 32橋(2023迄) 195橋(2023迄)
Ⅴ 二次的な被害を発生させないこと。 【その他考慮すべき二次的被害の抑制】	①ため池等の災害耐性の向上 ・農村地域防災減災事業					○	耐震補強工事	1池(2018迄)	1池(2023迄)
	②農地・森林等の安全性確保 ・東御市荒廃農地復旧対策事業 【総合計画】撤出間伐					○ ○	耕作放棄地の再生活用面積44ha 撤出間伐の面積	7ha 122ha(2017迄)	100%(2019) 217ha(2023)
	③石油類漏れの防止 ・ホームタンク設置時の注意喚起による安全性確保					○	設定指標なし		
	④発災後のパイプライン等の安全性確保 ・各施設への注意喚起による安全性確保					○	設定指標なし		

資料5 公共事業等整備箇所一覧

種別	事業名	箇所名	整備目標	対応方針
公共施設改修	田中小学校改修	田中小学校	施設改修	1-①
公共施設改修	滋野小学校改修	滋野小学校	施設改修	1-①
公共施設改修	柵津小学校改修	柵津小学校	施設改修	1-①
公共施設改修	和小学校改修	和小学校改修	施設改修	1-①
公共施設改修	北御牧小学校改修	北御牧小学校	施設改修	1-①
公共施設改修	東部中学校施設改修	東部中学校	施設改修	1-①
公共施設改修	北御牧中学校施設改修	北御牧中学校	施設改修	1-①
公共施設改修	田中児童館建替え	田中児童館	施設改修	1-①
公共施設改修	滋野児童館建替え	滋野児童館	施設改修	1-①
公共施設改修	柵津児童館建替え	柵津児童館	施設改修	1-①
公共施設改修	市営住宅改修	市内	施設改修	1-①
公共施設改修	加沢集会所改修/耐震化	加沢集会所	施設改修/耐震化	1-①
公共施設改修	西宮集会所改修/耐震化	西宮集会所	施設改修/耐震化	1-①
公共施設改修	柵津公民館大規模改修/建替え	柵津公民館	施設改修/整備	1-①
公共土木施設	道路舗装等修繕事業	市内	土木施設改修	1-②
公共土木施設	狭あい道路整備等促進事業	市内	土木施設改修	1-②
排水路整備	湯の丸高原雨水排水路整備	湯の丸高原	雨水排水路整備	1-⑤
市街地整備	立地適正化計画策定	市内	計画策定	1-⑦
公共施設改修	防災ラジオ難聴対策	市内	施設整備	1-⑨ 2-④ 3-④
公共施設改修	公共温泉施設改修	市内公共温泉施設	施設・設備改修	2-⑥
下水道施設改修	処理場施設・設備改修	市内	施設・設備改修	4-②
下水道施設改修	管路施設改修	市内	施設改修	4-②
公共施設改修	東部人権啓発センター大規模修繕	東部人権啓発センター	設備改修	1-①
ため池耐震改修	加沢池耐震改修事業	加沢池	耐震改修	5-①
ため池漏水改修	田楽池漏水改修事業	田楽池	漏水改修	5-①
公共施設整備	池の平湿原待避所整備事業	池の平湿原	待避所の整備	5-②
獣害防護柵設置	鳥獣被害防止総合対策交付金	柵津御堂地区	設置整備	5-②
予防治山	緊急予防治山事業	大日向 上獅子舞石	山腹整備	5-②
予防治山	緊急予防治山事業	下之城 梨木沢	山腹整備	5-②
予防治山	緊急予防治山事業	下之城 とや原下	山腹整備	5-②
農業用水路改修	農業用水路長寿命化・防災減災	左岸幹線（田沢～出場）	配水管路整備	5-②

種別	事業名	箇所名	整備目標	対応方針
農業用水路改修	農業用水路長寿命化・防災減災	御牧原地区	配水管路整備	<u>5-②</u>
農業用水路改修	農業用水路長寿命化・防災減災	八重原用水（山崎～下八重原）	用水路整備	<u>5-②</u>

（作成日：令和5年4月1日）

平成 28 年 3 月 第 1 次計画策定  
平成 31 年 2 月 第 2 次計画策定  
令和 3 年 5 月 第 2 次計画資料追加  
令和 4 年 4 月 第 2 次計画資料追加  
令和 5 年 4 月 第 2 次計画資料変更